

「指定通所介護」重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3474300088号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 沼隈社会福祉協会
- (2) 法人所在地 福山市沼隈町大字草深1889番地26
- (3) 電話番号 084-987-0924
- (4) 代表者氏名 理事長 箱田 篤憲
- (5) 設立年月 平成16年11月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成16年12月1日指定 広島県第3474300088号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人沼隈社会福祉協会が開設する沼隈社会福祉協会デイサービスセンターふくし（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者等に対し、適切な通所介護事業を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 沼隈社会福祉協会デイサービスセンターふくし
- (4) 事業所の所在地 福山市沼隈町大字草深1889番地26
- (5) 電話番号 084-987-0924
- (6) 管理者氏名 箱田 篤憲
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月 平成16年12月1日
- (9) 利用定員 1単位45名（通常規模型事業所）
2単位30名（通常規模型事業所）

3単位20名（通常規模型事業所）

(10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[居宅介護支援事業] 平成16年12月1日指定 広島県第3474300021号

[指定介護予防相当通所事業所] 平成27年4月1日指定 福山市第3474300088号

[指定訪問介護事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3474300062号

[指定介護予防相当訪問事業所] 平成27年4月1日指定 広島県第3474300062号

[指定訪問看護事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3464390016号

[指定介護予防訪問看護事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3464390016号

[指定福祉用具貸与事業所] 平成16年12月1日指定 広島県第3474300187号

[指定介護予防福祉用具貸与事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3474300187号

[指定特定福祉用具販売事業所] 平成18年4月1日指定 広島県第3471504997号

[指定特定介護予防福祉用具販売事業所]

平成18年4月1日指定 広島県第3471504997号

[指定小規模多機能居宅介護支援事業所]

平成26年4月1日指定 福山市第34915014290号

[指定介護予防小規模多機能居宅介護支援事業所]

平成26年4月1日指定 福山市第34915014290号

[指定認知症対応型共同生活介護] 令和2年8月1日指定 福山市第3491502112号

[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]

令和2年8月1日指定 福山市第3491502112号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福山市全域 尾道市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	1単位：火～金 2単位：月 3単位：土
営業時間	9:00～17:30
サービス提供時間	1単位：9:00～16:30（20:00まで延長有り） 2単位：9:00～16:30（20:00まで延長有り） 3単位：9:00～16:30（20:00まで延長有り）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

(2) 通所介護従業者

①生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の

生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行います。

②介護職員 7名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行います。

※第2単位は4名以上、第3単位は2名以上

③看護職員 1名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行います。

④機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ ご契約者の排せつの介助を行います。

④送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から、

1kmあたり30円を、自動車を利用した交通費の実費としていただきます。

⑤個別機能訓練サービス

- ・個別に計画書を作成し、機能訓練を行います。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通サービス（1回利用あたり）

1. 2時間～3時間以内の利用料金	要介護1 272円	要介護2 311円	要介護3 351円	要介護4 392円	要介護5 432円
2. 3時間～4時間以内の利用料金	要介護1 370円	要介護2 423円	要介護3 479円	要介護4 533円	要介護5 588円
3. 4時間～5時間以内の利用料金	要介護1 388円	要介護2 444円	要介護3 502円	要介護4 560円	要介護5 617円
4. 5時間～6時間以内の利用料金	要介護1 570円	要介護2 673円	要介護3 777円	要介護4 880円	要介護5 984円
5. 6時間～7時間以内の利用料金	要介護1 584円	要介護2 689円	要介護3 796円	要介護4 901円	要介護5 1,008円
6. 7時間～8時間以内の利用料金	要介護1 658円	要介護2 777円	要介護3 900円	要介護4 1,023円	要介護5 1,148円

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

1. 加算対象サービスとサービス利用料金（対象者のみ）	入浴介助加算Ⅰ 40円 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（6ヶ月に1回） 20円 個別機能訓練加算Ⅰイ 56円 若年性認知症利用者受入加算 60円
2. サービス提供体制加算Ⅲ（全利用者対象）	利用1回ごと 6円
3. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（全利用者対象）	毎月の利用料に9.0%を乗じた金額

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 1 割負担の料金ですが、2 割負担の方の場合は自己負担が 2 倍、3 割負担の方の場合は自己負担が 3 倍の料金になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1 回あたり 6 5 0 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 2 7 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
- イ. 現金払い

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更をご希望される場合はサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。介護支援専門員と連携をとり対応できるように協議いたします。

6. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

①当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 [生活相談員] 宮地 泉穂

[生活相談員] 渡邊 奈美子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○苦情解決責任者 [理事長・施設長] 箱田 篤憲

②市町の窓口

○受付を担当するところ 福山市介護保険課

○所在地 福山市東桜町 3 番 5 号

○電話番号 084-928-1166

③公的団体の窓口

○受付を担当するところ 広島県国民健康保険団体連合会

○所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号国保会館

○電話番号 082-554-0783

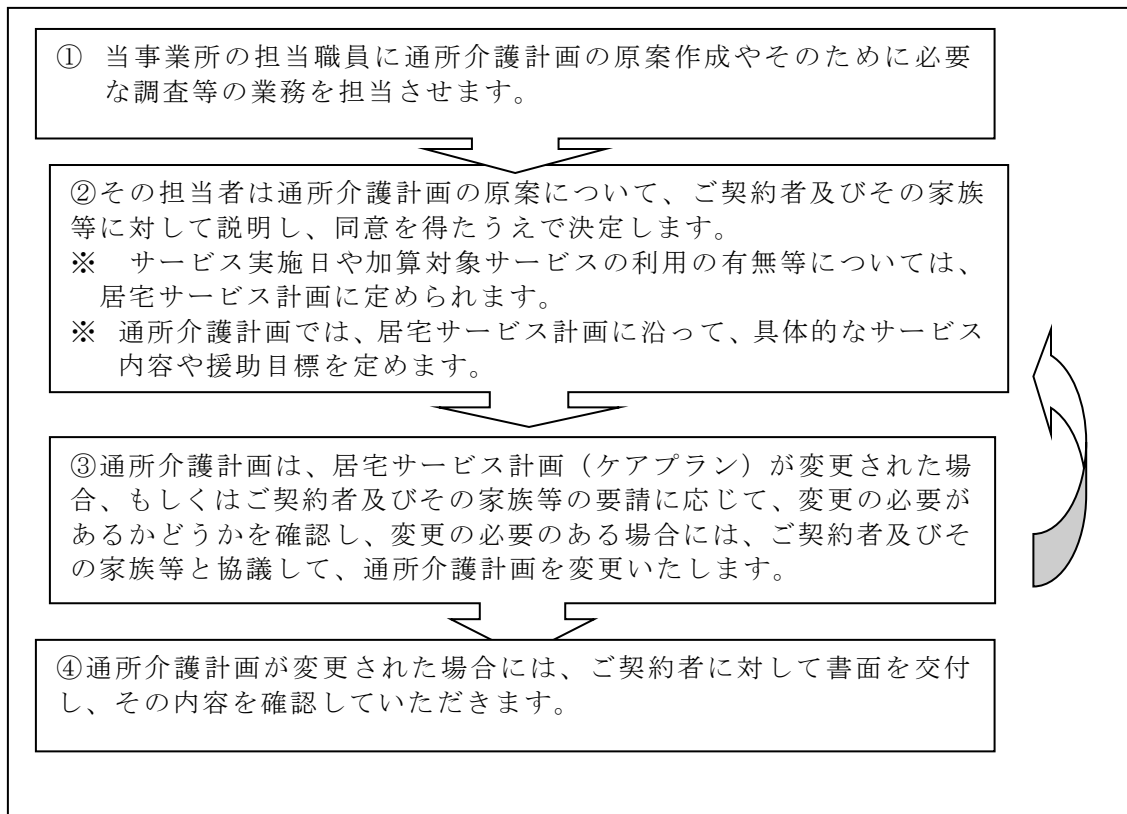
<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 1,369.95㎡

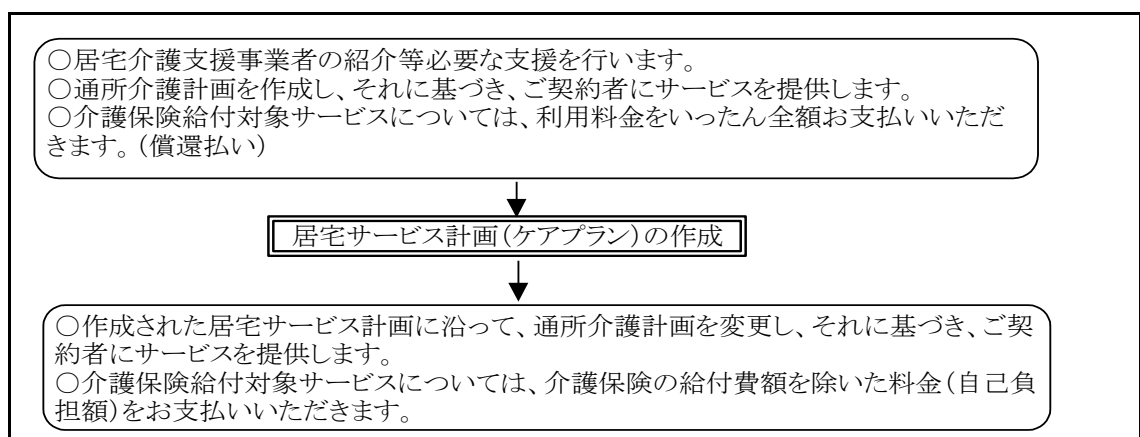
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

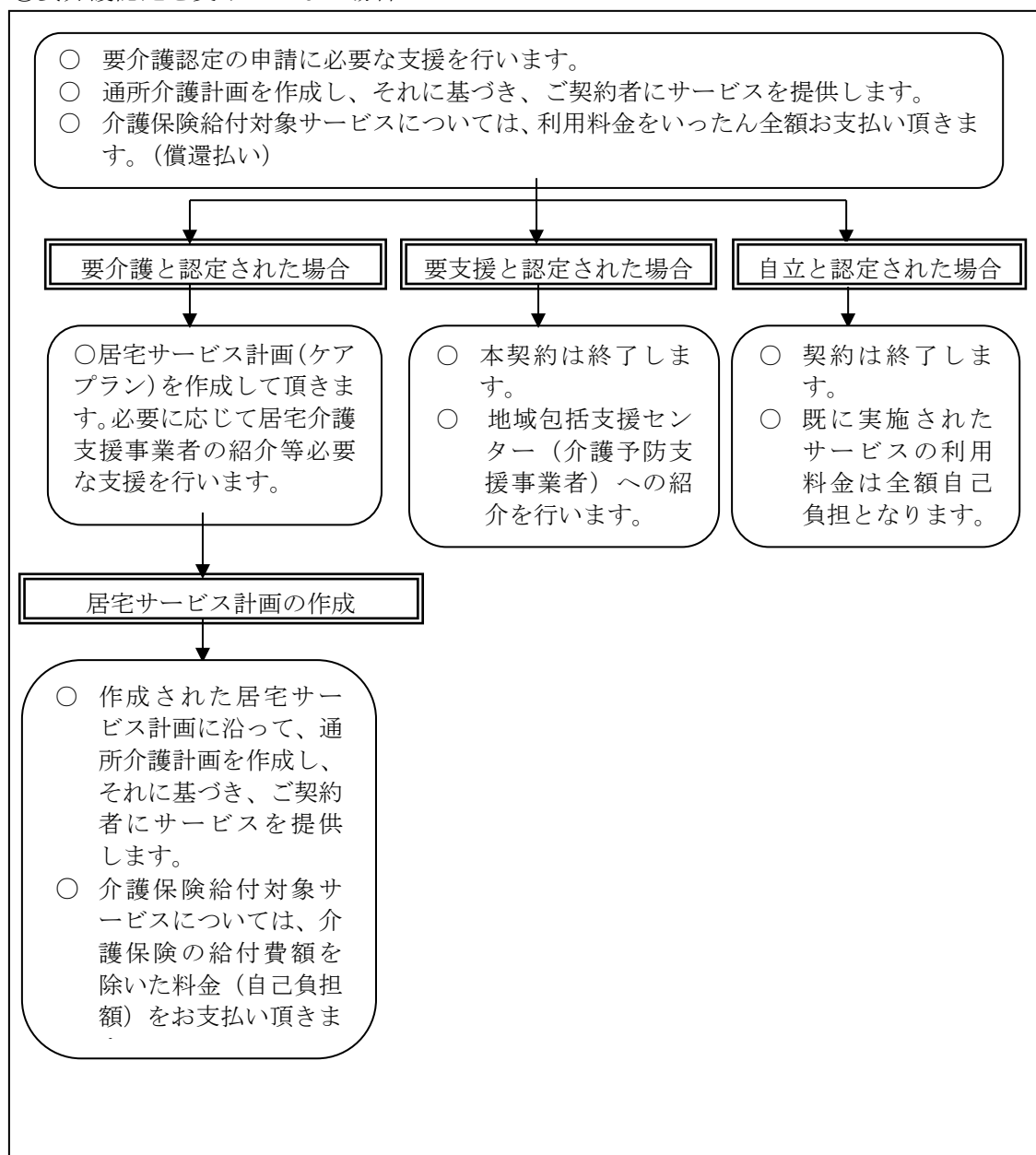


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤高齢者虐待防止法に掲げる、虐待または虐待の恐れがあると判断したときは利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他のサービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

4. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する緊急の連絡先にも連絡します。

6. 衛生管理及び感染症対策について

利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- （1）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底します。
- （2）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （3）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。

7. 非常災害対策について

防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に備えるため、年に2回避難・救出等訓練を行い、訓練の実地に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

8. 虐待の防止のための措置について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を次のとおり行うとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに市町へ報告し防止策を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者は、事業所の管理者とします。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的（年1回以上）に開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（年1回以上）に開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
- (6) 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置します。

9. 身体拘束の禁止について

- (1) 指定通所介護の提供に当たっては、利用者又は家族等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- (3) 身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 職場におけるハラスメントについて

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 2. その他運営に関する重要事項

従業員の質的向上を図るため、その研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備します。

2 利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

1 3. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は廃止した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① ご契約者が入院された場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。